

ハローワークからのお知らせ

改正高齢者雇用安定法について

高齢者雇用確保措置について

改正高齢者雇用安定法では、平成18年4月1日から、**65歳未満の定年の定めをしている事業主は**、高齢者の65歳(1)までの安定した雇用を確保するため、次の から のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。

定年の引上げ

継続雇用制度(2)の導入

定年の定め廃止

なお、 の継続雇用制度については、**原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが**、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応がとれるよう、事業主が、労使協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者の基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、 の措置を講じたものとみなされます。

- この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。

平成18年4月1日	～	平成19年3月31日	62歳
平成19年4月1日	～	平成22年3月31日	63歳
平成22年4月1日	～	平成25年3月31日	64歳
平成25年4月1日	～		65歳

- 継続雇用制度は、「現に雇用している高齢者が希望しているときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度」をいいます。

試行雇用奨励金

職業経験、技能知識等から就職が困難な特定の求職者層について、一定期間試行雇用(トライアル雇用)することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、試行雇用奨励金を支給します。

- 以下の対象者をハローワークの紹介により採用した雇用保険の適用事業主に支給される。

- 45歳以上の中高齢者
- 35歳未満の若年者等
- 母子家庭の母等
- 障害者
- 日雇労働者・ホームレス

・奨励金の支給

トライアル雇用を実施する事業主には、対象労働者1人につき月額5万円が最大3ヶ月間支給されます。手続き等の詳細については、ハローワークにお問い合わせ下さい。
ハローワーク日立 0294(21)6441

平成18年4月1日よりハローワーク日立の管轄が変わります。

- ハローワーク高萩の管轄であった日立市のうち旧「十王町」がハローワーク日立の管轄となります。

障害者雇用促進法の改正の概要

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正されました(平成17年法律第81号)。

以下、法律改正の概要について、説明いたします。

精神障害者に対する雇用対策の強化

精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)を雇用率の算定対象にします(法定雇用率は現行(1.8%)通り)。

在宅就業障害者に対する支援

自宅等で就業する障害者を支援するため、企業が仕事を発注することを奨励します。(発注元企業に特例調整金等(障害者雇用納付金制度)を支給)。企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金等を支給します。

障害者福祉施策との有機的な連携

障害福祉施設体系の改革とあいまって、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の有機的な連携を図ります。

障害者の就業機会の拡大をめざして

以上のほか、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行います。
【施行期間】平成18年4月1日(ただし、一部については平成17年10月1日)